平成２９年（再イ）第６号

長野県茅野市湖東3066番地３

再生債務者　小平　奈美

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月22日　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（再イ）第７号

長野県岡谷市神明町１丁目２番20―６号

再生債務者　丸山　優子

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成29年９月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年９月22日　長野地方裁判所諏訪支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第４号

さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分通知について、送付すべき場所を確知することができなかったので、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成29年10月６日

さいたま都市計画事業

大宮西部特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

本部長　茂木　貴志

記

１　氏名及び住所

氏名　日下郷四郎

住所　不明

氏名　石川弥三郎

住所　不明

氏名　日下　秋蔵

住所　北足立郡指扇村152番地

氏名　宮崎岡次郎

住所　不明

氏名　髙野金太郎

住所　不明

氏名　増田登之助

住所　不明

氏名　伊藤　紋蔵

住所　不明

２　通知の内容

文書番号　し業044―10

通知日　平成29年８月３日

所有者の住所及び氏名

持分44分の１

永村馬次郎

持分44分の１

日下留五郎

持分44分の１

日下孝右衛門

持分44分の１

鶴田甚左エ門

持分44分の１

永村亀右エ門

持分44分の１

武笠栄次郎

持分44分の１

永村作左エ門

持分44分の１

日下郷四郎

持分44分の１

石川弥三郎

持分44分の１

湯澤増右エ門

持分44分の１

湯澤刄太郎

持分44分の１

日下菊次郎

持分44分の１

日下権兵衛

持分44分の１

中島惣右エ門

持分44分の１

小澤仁右エ門

持分44分の１

伊藤仲次郎

持分44分の１

伊藤寅右エ門

持分44分の１

髙野國右エ門

持分44分の１

髙野清次郎

持分44分の１

髙橋松右エ門

持分44分の１

武笠　忠八

持分44分の１

武笠　平蔵

持分44分の１

武笠半左エ門

持分44分の１

髙野重五郎

持分44分の１

永村　勇吉

持分44分の１

髙橋　初吉

持分44分の１

髙橋平左エ門

持分44分の１

髙橋　春吉

持分44分の１

武笠喜之吉

持分44分の１

日下　秋蔵

持分44分の１

宮崎岡次郎

持分44分の１

髙野金太郎

持分44分の１

中田　金蔵

持分44分の１

宮嵜　常吉

持分44分の１

中田又十郎

持分44分の１

髙橋金五郎

持分44分の１

宮嵜瀧次郎

持分44分の１

増田登之助

大字賓末

持分44分の１

伊藤　由蔵

大字賓末

持分44分の１

伊藤常次郎

大字賓末

持分44分の１

中野　豊吉

大字賓末

持分44分の１

原　庄三郎

大字賓末

持分44分の１

髙橋　善吉

馬宮村大字西遊馬

持分44分の１

伊藤　紋蔵

従前の土地

さいたま市西区大字指扇字木3934

地目　墓地

登記地積　2,631㎡

基準地積　2,794.94㎡

権利価額　102,955,320円

換地処分後の土地

街区番号　161街区

さいたま市西区西大宮一丁目34―４

地目　墓地

地積　2,596.11㎡

権利価額　102,955,320円

清算金　交付額０円

教示

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第２項に規定されています。）

２　この通知に係る処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提訴することはできなくなります。

以　上